

理事会からのお知らせ (No. 1)

一般社団法人 播磨自然高原クラブ 理事会

副代表理事 山上直也

特命理事 壺坂哲男

理事 岩田尚子

同 丸山哲男

同 澤 清司

同 岸波敬子

同 山脇丈一

同 仁木島清子

第1. はじめに

「秋色西より来たる。こよい月色白し」の季節となりました。

高原クラブの理事会は、本年8月24日以降、理事の過半数が理事会に出席し、重要な理事会決議が次々と成立しています。

そして、理事会では、過去2年間開催できなかった社員総会を出来るだけ早く開催し、高原クラブの管理運営の正常化を図りたいと考えています。そこで、本書では以下の理事会決議の内容を皆様にお伝えしますので、ご確認下さい。

第2. 本年8月24日以降の理事会決議の内容

1. 定款施行規則の改訂

高原クラブの今後の社員総会及び理事会の健全かつ民主的な運営のために、定款施行規則を以下のとおり改訂する決議をしました。

(1) 5条1項2号の改訂 (本年8月24日に決議)

社員総会における社員の議決権行使書が、毎回多数の「議案記載なし」「記載漏れ」等のため、いわゆる白紙委任扱いとなり、それが代表理事 (= 総会議長) によって任意に使用されてきました。しかし、これでは代表理事 (= 総会議長) の恣意を許し、理事会の意向に反する事

態も生まれかねませんので、これを民主的かつ合理的な内容とするため、次のとおり改訂しました。

「当該社員総会の開催前に行われた理事会で、過半数の理事が賛成し決議された内容による」

(2) 5条1項に6号を追加（本年8月24日に決議）

定款20条は「社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に故障があるときは副代表理事がこれに当たる」と定めています。しかし、社員総会の議長の職務権限の中心は公正・円滑な議案の審議のため総会の秩序を維持し、議事を監理することです（法54条1項）。しかるに代表理事が社員総会において恣意的な議事進行や独善的な姿勢を示すなどの場合に、これを抑止し社員全体の利益をはかる必要があります。

そこで6号を追加し「社員総会で代表理事が議長をすることに理事の過半数が賛成しない時は、議長を他の理事に変更できる」と改訂しました。

(3) 6条1項に4号を追加（本年8月24日に決議）

4号：（理事候補者、監事候補者の欠格事由）

「社員総会において解任された理事及び監事にあっては、その解任後10年間、その立候補資格を停止する」

（理由）

理事と監事の選任及び解任は、社員総会の専決事項ですから（法63条1項、法70条1項、定款14条1項2号）、解任決議には、それ相応の重みを担保すべきです。当クラブの現状を鑑みると、例年、書面による議決権行使が多数あり、議案に対する関心も低いため、解任された者であっても、容易に再立候補ができ、即座に役員等への復権となります。かかるシステムは、被解任者に復権の期待を持たせ、現代表理事、執行理事等に不当な働きかけをするなど、当該クラブ運営に不毛な権力争いによる混乱を生じさせる原因ともなります。

よって、当該混乱を防止、抑止するためにも、被解任者の立候補を

制限することで、現執行部が中立公正な運営管理を行えるよう、社員総会で解任された役員等の立候補を制限することとしました。

(4) 6条1項に5号を追加（本年9月21日に決議）

5号：（代表理事の立候補資格の停止）

「定款36条に定める事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を受けなかった代表理事は、当該事業年度より5年間、その立候補資格を停止する」

（理由）

当法人にあって事業計画及び収支予算を定められた期日までに作成し理事会の承認を受けることは、これに続く社員総会に提出し全社員の審判を受ける事業運営にとって最も重要な事であり、これを厳守できない代表理事には役員への立候補資格を制限する重みを担保すべきです。

(5) 16条1項に3号を追加（本年8月24日に決議）

3号：（理事会への傍聴人）

「理事会に傍聴人は認めない、但し、理事全員の同意が事前であり、社員全員に理事会を傍聴できることを公表した場合、希望者は理事会を傍聴することができる」

2. 岡庭代表理事に対する不信任決議等（本年9月21日に決議）

（その1）

理事会の意向に反する文書等が岡庭代表理事個人から発せられ、高原内で混乱が起こっています。「岡庭代表は、高原クラブホームページに掲載した不適切な記事、および同クラブ掲示板等に貼られているチラシ等を取り下げると共に、今後は理事会の意向に反する文書や従業員に対する指示、その他の独断的な行為を行わないことを求める」

（その2）

「岡庭代表理事の播磨自然高原クラブホームページの掲載記事や会員、社員に対するお知らせ内容については、理事会の承認が必要である」

(理由)

岡庭代表理事は、理事会の意向等を見做し、フェイクニュースや不適切な記事をホームページに掲載したり、独断で文書を作成し、会員・社員に郵送するなどしており、高原内にあらぬ混乱をもたらし、無駄な出費を重ねるなどしているため。

第3. その他の報告事項

1. 神戸壽氏が本年8月5日付で監事辞任届を提出（一身上のご都合）。
2. 岡庭代表理事が理事会の許可なく、高原クラブの宅地建物取引業（不動産の売買等の仲介業務）の廃業届（同保証協会会長宛の書類）を全国宅建業保証協会に提出している事実の確認。



〒675-0022

加古川市尾上町口里492-1-1209号

黒兼 正博 様

ケ-011

一般社団法人 播磨自然高原クラブ®

〒678-1244 兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原1164

TEL.0791-56-0270 FAX.0791-56-0272

<http://www.harima-skc.com/>

e-mail:0270@harima-skc.com